



## 不祥事件の発生について

百十四銀行（頭取 綾田 裕次郎）におきまして、元行員が当行の経費を不正請求して費消するという不祥事件が発生いたしました。

社会的・公共的役割を担い、信用を第一とする金融機関として、このような事件を発生させましたことを、役職員一同深く反省いたしております。お取引をいただいておりますお客さま、地域の皆さま、及び株主の皆さまに深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 事件の概要

当行の元行員（男性 50 歳代）が、当行経費を不正請求し、累計額 663,971 円を費消していたことが判明しました。被害額については、すでに元行員より全額弁済されております。

なお、本件不正請求についてはお客さまへの被害はございません。

#### 2. 関係機関への届出

監督官庁等関係機関へ届け出いたしました。

なお、元行員は深く反省し発覚後直ちに全額弁済したことなど、総合的に判断し、刑事告訴は行わないこととしました。

#### 3. 当事者及び関係者の処分

元行員については、当行の就業規則に則り、すでに解雇処分といたしました。

なお、関係者につきましても、当行の就業規則に則り、厳正な処分を行いました。

#### 4. 再発防止策

今回のこのような事態を厳粛に受け止め、内部管理態勢の一層の充実・強化を図るとともに、役職員に対するコンプライアンス教育を徹底し、再発防止に全行をあげて取り組んでまいります。

以上